

豊中市立環境交流センター
「不用品交換コミュニティボード」運用に係る内規

1. 目的

家庭内などにある不用品を「ごみ」として処分するのではなく、交換の機会を設けることでごみ減量やリサイクル活動など市民の自発的な活動の一助とするため、豊中市立環境交流センター（以下「センター」）に不用品交換コミュニティボード（以下「ボード」）を設置する。

2. ボード掲出情報の利用者

(1) 利用できる人

- ① 市内に住所を有する人（高校生以下の生徒は除く）
- ② 市内に通勤・通学する人（高校生以下の生徒は除く）
- ③ その他、センターが必要と認める人

(2) 利用できない人

- ① 商業活動を目的として利用する人
- ② 転売を目的として利用する人
- ③ 豊中市内において物品の受け渡しをすることができない人

3. ボードに掲出できない不用品（品物）

- ① 仕入れ商品及び在庫処分品
- ② 飲食料品、酒類及び煙草
- ③ 美術工芸品及び骨董品類
- ④ 貴金属類
- ⑤ 古銭等の金銭類
- ⑥ 化粧品、合成洗剤、薬品及び危険物類
- ⑦ 入場券、乗車券等の金券類
- ⑧ 動植物類
- ⑨ 性描写が著しい（特に18歳未満閲覧禁止の）書籍、ビデオ・DVD・ゲームソフト類
- ⑩ その他、センターが公序良俗に反すると判断した品物及び適切でないと判断した品物

4. 情報カードの掲出

(1) 掲出日

申込み日より10日以内に掲出する

(2) 掲出期間

受付日から3カ月後の同日までとする。

(3) 掲出枚数

情報カード（「譲りたい」又は「譲ってほしい」の申込者カード。別紙様式）を同時に掲出できる枚数は、「譲りたい」又は「譲ってほしい」ともに、1世帯あたり5枚を限度とする

5. ボード掲出申込者の役割・責務

- ① 情報カードに品物の提供や募集を記載し、公開を希望する者（以下、ボード掲出申込者という。）は、来館、メール、FAXのいずれかにより情報カードを提供すること
- ② 品物に不備がある場合は、情報カードにその内容を明記すること
- ③ 情報カードに虚偽の内容を記載しないこと
- ④ 入手した連絡先情報により当事者間で交渉をし、その結果をセンターに報告すること
- ⑤ 公開された情報カードに対し、品物の引き取りや進呈を希望する者（以下、情報カード利用者という。）に対しては、性別・年齢などに関わらず、公平に、また真摯に対応すること
- ⑥ 情報カード利用者との間に発生したトラブルについては、当事者間で解決すること
- ⑦ 情報カード利用者の氏名や連絡先等、ボード運用により知り得た情報を他の目的で使用しないこと
- ⑧ 掲載期間中は、登録した品物を保管すること。廃棄、譲渡など状況が変わった場合は、速やかにセンターに連絡すること
- ⑨ センターの指示に従うこと
- ⑩ その他、公序良俗に反する行為を行わないこと

6. 情報カード利用者の役割・責務

- ① 情報カード利用者は、ボード掲出情報を確認し、連絡先等の情報をセンターに申し出ること
- ② ひやかし等の行為は厳に慎むこと
- ③ 入手した連絡先情報により当事者間で交渉をし、その結果をセンターに報告すること
- ④ ボード掲出申込者に対しては、性別・年齢などに関わらず、公平に、また真摯に対応すること
- ⑤ ボード掲出申込者との間に発生したトラブルについては、当事者間で解決すること
- ⑥ ボード掲出申込者の氏名や連絡先等、ボード運用により知り得た情報を他の目的で使用しないこと
- ⑦ センターの指示に従うこと
- ⑧ その他、公序良俗に反する行為を行わないこと

7. 事務局

(1) 担当

センター職員が事務局を担当する

(2) 職務

- ① ボード掲出申込者又は情報カード利用者からの申し込みの受け付け
- ② 館内のボードと、インターネット版ボードへの情報カードの掲出
- ③ ボード掲出申込者および情報カード利用者への連絡先情報の提供
- ④ 品物の受け渡しについて、センターは事務を行わず、当事者間で処理する

8. その他

- ① 掲出された情報カードに同じ種類の品物があっても、ボード掲出申込者からの希望がない場合には、センターからマッチング（あっせん）のための情報提供は行わない
- ② 品物は原則無料とし、情報カードには金額を記入しないこととする
- ③ 品物の提供にあたり、ボード掲出申込者と情報カード利用者間で合意を得て品物の金額を決めたときは、当事者間で処理するものとし、センターは一切関知しない
- ④ この内規に定めのない事項については、センターで個別に対処する

この内規は、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から実施する